

平成29年度第1回総会（月例）議事録

日 時	平成29年4月28日（金） 午前10時開会																										
場 所	市役所本館2階 講堂																										
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	飯屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	堀之内 薫	村山 利清		上四元 正昭		園山 一則		豊留 辰男		永尾 寛		福永 大悟		外園 義興		横峯 明人		脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																										
有村 伊智博	飯屋 幸孝																										
弟子丸 宗一	堂免 修																										
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																										
堀之内 薫	村山 利清																										
	上四元 正昭																										
	園山 一則																										
	豊留 辰男																										
	永尾 寛																										
	福永 大悟																										
	外園 義興																										
	横峯 明人																										
	脇田 サトエ																										
欠席委員 （1名）	岩元 節朗																										
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																										
農政総務課	主 査 村田、浜田																										
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 																										
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																										

議 長	開会の前に事務局より連絡事項があります。
吉 野 支 局	議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」の番号9号は、4月26日付けで取下げになりました。今回議題から除外しますのでよろしくお願いします。
議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第1回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、馬場事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>(馬場事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介)</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、岩元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、弟子丸委員、松下委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 10件	
議 長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号3号、相手要望、その他資金、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号4号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号6号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号9号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号8と9について、補足説明をさせていただきます。 耕作面積は0となっていますが、渡人と受人の関係は、親子であります。これまで受人は、それぞれ、父と母である渡人と一緒に農業に従事しておりますので、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。 以上です。

議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 7ページ 1件	
議 長	次に、議題2。「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、伊敷、4番委員お願いします。
4番委員	ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場327.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、他人田、西・北…他人田、南…農道、水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流。 この件について、補足して説明いたします。 申請地の農地区分は、第1種農地で土地改良事業施行地に該当するため、原則転用を許可できませんが、他に代替地がないこと、施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当し、転用を許可できるものであることから、やむを得ないと判断したものです。 以上です。

議	<p>長</p> <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第1種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、農地区分が第1種農地であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 8ページ～17ページ 16件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題5.「非農地認定に関する件」本庁の番号9から16号までの案件が、この第5条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>

1 6 番 委 員

ご報告します。

番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：建売住宅、住家7棟356.44㎡、通路929.46㎡、庭敷地等1,217.88㎡、宅地分譲414.90㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…他人畑、南…他人畑、宅地、雑種地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。

この件につきまして、補足して説明いたします。

申請地は、田上町の紫原北口交差点の南西約300mに位置する畑5筆です。譲受人は市内に本店を置く土木建築業者で、申請地と隣接する宅地、雑種地を一体利用し、申請地と宅地部分に建売住宅7棟を建築、現在資材置場として利用している雑種地に分譲宅地2区画を造成し販売しようとするものです。

番号2号、使用貸借権、設定、土捨場（農地造成）、土捨場8,556.00㎡、東・北…市道、西…別件非農地申請地、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下。

次に関連のある非農地認定につきまして、24ページをお開きください。

番号9号、調査結果：4640：杉、約40年経過、現況山林。4644：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。

番号10号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。

番号11号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。

番号12号、調査結果：杉、唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。

番号13号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。

番号14号、調査結果：檜、約40年経過、現況山林。

番号15号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。

番号16号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。

以上ですが、5条の番号2及び非農地認定の番号9から番号16につきまして、事務局が補足して説明いたします。

以上です。

<p>事務局</p>	<p>この件について補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、西陵2丁目の住宅地付近に位置し、「第2種農地市街地近接農地」に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を使用貸借し、宅地造成工事で発生した土砂を処分するための敷地とするものです。また、関連する申請として、登記上の地目は農地だが、現況山林であるとの事で、非農地証明願いも提出されております。</p> <p>こちらの図面をご覧ください。該当地ですが、図面右側の市道からすぐ上方に西陵2丁目の住宅地があり、市道下方に田上広木トンネルがございます。</p> <p>図面右側のピンク色(4筆)で着色した部分が5条許可申請、黄色で着色した部分(番号9から16までの部分・10筆)が非農地証明願いの区域となります。</p> <p>当該色付けした土地が土捨場として予定されている土地となります。</p> <p>5条許可申請につきましては、申請地を許可後3年間土捨て場として利用した後、整地・黒土搬入を行い、農地として復元する一時転用許可申請となっております。</p> <p>また、非農地証明願いが提出されている申請地につきましては、5条申請の受人が、5条申請地と一体利用する形で土捨場の利用を計画しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場102.00㎡、東・南…雑種地、西…里道、北…里道、雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟145.00㎡、庭敷地等288.00㎡、東…宅地、西…市道、南…宅地、他人畑、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟103.00㎡、庭敷地等255.00㎡、東…私道、西…水路、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、里道に面する親所有の宅地奥側に接続し、同親が所有する農地の一部を使用貸借により借り受け、親子二世帯住宅を建築するものです。</p> <p>現在、親の家は、細長い敷地約30坪のうえにあり、手狭で老朽化していることから、これを取り壊して、同宅地の一部を通路として一体利用するものです。</p> <p>なお、東側私道とは段差があり、申請地への通路としては利用できません。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟62.00㎡、庭敷地等220.00㎡、東…里道、西…渡人畑、南…他人畑、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟53.82㎡、庭敷地等417.18㎡、東…原野、西…宅地、南…渡人畑、北…山林、渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請人は、贈与により父から取得した土地に自己用住宅を建築するもので、自宅への出入りの際に、父所有の土地を通路として使用することと、その土地を經由し、雨水を市道に流すことの承諾書を添付させました。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場300.00㎡、転回場529.00㎡、アンテナ敷地9.00㎡、東…宅地、西…里道、南…河川、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>転用面積838㎡のうち9㎡につきましては、携帯電話会社がアンテナ敷地として使用していますが、当該転用行為については、農地法上、許可不要となっており、許可権限者に対して、事前に事業計画書等の提出を行うことになっております。</p> <p>また、所有権移転後も該当敷地を継続使用する旨の申出書が、渡人、受人及び携帯電話会社より提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、倉庫、倉庫1棟150.00㎡、駐車場等2,441.00㎡、東…宅地、西…市道、南・北…水路、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請人は、温泉施設等を営む法人です。</p> <p>申請地は、既存の温泉施設に隣接する土地になります。</p> <p>法人は、温泉を利用した飲料水等の販売を手掛けています。年々、事業の規模拡大に伴い施設の利用者等も増えてきており既存の施設では駐車場の不足並びに商品等の保管のための倉庫が手狭な為、今回の申請となりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟134.15㎡、庭敷地等285.85㎡、東…他人田、西…別件5条申請地、他人畑、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、通路、通路61.00㎡、東…別件5条申請地、西…市道、南…渡人畑、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟105.98㎡、庭敷地等474.02㎡、東…里道、西…渡人畑、南…他人畑、私道、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、事務所、事務所・作業場59.62㎡、駐車場50.00㎡、通路等135.38㎡、東…水路、西…県道、南…雑種地、北…他人畑、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟188.78㎡、庭敷地等632.22㎡、東…里道、西…他人畑、南…市道、宅地、北…市道、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、車両置場、貸車展示場375.00㎡、倉庫1棟10.00㎡、通路等407.00㎡、東・北…水路、西…山林、南…県道、境界…土留、雨水…水路放流。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は申請地の近隣で自動車会社を経営しており、事業拡大のため販売用車両展示場とすることを目的に申請されたものです。</p> <p>なお、受人は平成5年8月頃から申請地の一部を自動車展示場として利用していたことから、始末書添付のうえ追認許可を受けようとするものです。</p> <p>受人に対しては、農地を転用する場合は許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、一般住宅（売買）、住家1棟91.69㎡、庭敷地等172.22㎡、東・南…河川、西…国道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲渡人は、平成25年1月25日付けで5条転用許可を受け、一般住宅1棟を建築した申請地を、今回、譲受人に売却するものです。</p> <p>申請地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更登記ができず農地のままであるため、所有権移転登記を行う場合は、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可が必要であることから申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「3番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>
3 番 委 員	<p>番号10ですが、転用目的の記載が倉庫となっておりますが、施設等の内訳を見ると、倉庫1棟が150㎡で、駐車場の面積がかなり広く、備考欄の駐車台数もかなり大きいので、転用目的は駐車場の方が主でないのかと思いますが、こういったケースは、必ず倉庫という記載になるのでしょうか。</p>
吉 田 支 局	<p>只今ご質問がありました通り、転用目的施設等は、倉庫となっておりますが、建物が1棟建つものですから、転用目的として入れました。駐車場については、既存の駐車場が10台位しかなくて手狭なことから、ここに書いてある通り、普通車50台、大型車3台ということで、倉庫に出入りする商品等の配送をする車を予定しております。転用目的については、先程申し上げましたけれど、小さいですが、倉庫ということでさせていただきました。</p>
3 番 委 員	<p>あくまでも倉庫に出入りする車両のための必要な台数だということですか。</p>
吉 田 支 局	<p>はい。それと、隣接する既存施設が温泉施設になっているものですから、そこに入浴に来られたり、商品を買いに来られるお客様のための駐車場にもなります。</p>
3 番 委 員	<p>今回の申請の中に、倉庫がメインでそのための駐車場だけでなく、既存施設の駐車場であれば、記載の仕方としては、転用目的に倉庫と駐車場を併記してもいいのではないかと思います。そういうことはしないのですか。</p>
事 務 局	<p>今、吉田支局の方から説明がございましたが、倉庫自体の面積は小さいのですが、この倉庫が水の販売用の倉庫と聞いております。そこに購入に来られる方々等の駐車場、プラス隣接の入浴施設に来られる方の駐車場としても一部使うということですが、転用目的としては、主転用目的ということで、倉庫がメインということで、転用目的の欄は倉庫と入れているところでございます。</p>
3 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、転用面積が3,000㎡以上である番号2号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> <p>また、議題5.「非農地認定に関する件」番号9から16号までの8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 18ページ～22ページ 9件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、吉野、吉田、松元地区に合意解約の通知が出ております。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」9件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件 23ページ～29ページ 22件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど本庁、番号9から16号までの8件につきましては、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の14件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：4907：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。4909：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：4910：杉、約40年経過、現況山林。4911：檜、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：檜、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：檜、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：檜、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、調査結果：3151：住家2棟、50年経過、現況宅地。</p> <p>3152：住家1棟、50年経過、現況宅地。3211-2：庭敷地として50年経過、現況宅地。</p> <p>番号18号、34-1、35-1、36-1：調査結果：住家1棟、42年経過、現況宅地。30：庭敷地として42年経過、現況宅地。</p> <p>番号19号、調査結果：5348-2：住家1棟、40年経過、現況宅地。</p> <p>5348-3：杉、約40年経過、現況宅地。</p> <p>番号20号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、調査結果：6786：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>9192、9193-1：杉、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件 30ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題6。「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、喜入、10番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年5月1日、工事終了日：平成29年6月30日、周囲の状態：東・南・北…他人田、西…里道、境界…コンクリート擁壁、土留、作物…野菜、高さ…0.5m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年5月22日、工事終了日：平成29年9月29日、周囲の状態：東…里道、西…市道、南…他人田、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、作物…野菜、高さ…0.6m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「農地利用計画変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題7. 農用地利用集積計画に関する件 31ページ～54ページ 46件	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>35ページ、番号1号につきましては、13番委員自身が、51ページ、番号39、40号につきましては、15番委員自身が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員、15番委員におかれましては、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号1号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>35ページをご覧ください。</p> <p>番号1号、地目：田、面積533.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間3年、区分：新規。</p> <p>平成29年4月30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」番号1号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。15番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(13番委員着席、15番委員離席後)</p> <p>それでは、番号39、40号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 51ページをご覧ください。 番号39号、2筆で地目：田、面積1,873.00㎡、権利の種別：賃借権、 設定期間6年、区分：新規。 番号40号、地目：田、面積1,063.00㎡、権利の種別：賃借権、設定 期間6年、区分：新規。 平成29年4月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「農用地利用集積計画 に関する件」番号39、40号につきましては、原案どおり、承認することに決 定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお 願いします。</p> <p>(15番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの43件及び先ほどの3件を併せて、一括し て事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>31ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年4月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権10件13,719.00㎡、うち新規5件9,041.00㎡、賃借権32件74,219.60㎡、うち新規26件65,213.60㎡、所有権移転が4件3,822.00㎡、合計46件91,760.60㎡、うち新規31件74,254.60㎡となっております。</p> <p>次に32ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間設定期間3年が4件、5年から10年未満、10年が各2件、1年から3年未満、3年から5年未満が各1件となっております。</p> <p>次に33ページをお願いします。</p> <p>これは、31ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が13件、5年が7件、5年から10年未満が6件、3年、が4件、1年から3年未満が2件となっております。</p> <p>次に34ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権22筆、賃借権82筆、計104筆。面積は、田33,290.00㎡、畑18,026.00㎡、樹園地36,622.60㎡、計87,938.60㎡うち更新分は、13,684.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は42人。うち更新分は11人となっております。</p> <p>次に35ページから54ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議 長	次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、資材置場 4. 現況、申出地は、上谷口町小長田地区にあり、松元支所から南西へ約1 kmに位置し、東側は他人田、西側は水路、南側は里道・渡人田、北側は水路・他人田に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 55ページ～56ページ 4件	
議 長	<p>それでは、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>55ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は4件です。 登記地目別では、畑12筆、5, 889.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が4件。権利の種別は、所有権が4件。農業委員会によるあっせん等は、有が0件、無が4件となっております。 56ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 57ページ～66ページ 28件	
事 務 局	<p>57ページをお開きください。 報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が2件、共同住宅、駐車場、各1件、合計4件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が19件、共同住宅が3件、店舗等、その他が各1件、合計24件となっております。 58ページから59ページは、4条関係4件、60ページから66ページは、5条関係24件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>お手元に農林水産春祭りのチラシがあったと思いますが、5月14日(日)10時から、都市農業センターにおいて開催されます。農業委員会も農地相談のコーナーを担当しますので、お時間があればご来場いただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>・平成29年度第2回総会(月例)開催日時は、 5月26日(金)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>(春の叙勲受章者決定の案内)</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前11時00分)</p>